

募集期間延長

令和8年度 神奈川県相談支援従事者現任研修 募集案内（前期：1コース、2コース）【追加募集】

本研修は、相談支援専門員の資格更新研修になります。
令和8年度は次のとおり、全3コースの開催を予定しています。

《前期：1コース》

- ・ 講義（映像配信） 5月20日（水）～ eラーニングシステムにより配信
（期間内であれば分割視聴が可能）
- ・ 講義及び演習 会場：厚木商工会議所
日程：6月11日（木）、7月15日（水）、8月20日（木）
※期間中、2回のインターバル実習を行う。

《前期：2コース》

- ・ 講義（映像配信） 5月20日（水）～ eラーニングシステムにより配信
（期間内であれば分割視聴が可能）
- ・ 講義及び演習 会場：海老名市文化会館
日程：6月23日（火）、7月30日（木）、8月25日（火）
※期間中、2回のインターバル実習を行う。

《後期：3コース》 10月頃に受講希望者の募集を行う予定です。

- ・ 講義（映像配信） 12月頃に配信予定
- ・ 講義及び演習 会場調整中
日程調整中（1月～3月中を予定）
※期間中、2回のインターバル実習を行う。

※インターバル実習について

「講義及び演習」の期間内に、各地域の基幹相談支援センター等と調整し、実習を行っていただきます。詳細については、研修中のガイダンスでお知らせします。

※本研修のカリキュラム・申込方法などの詳細については、次頁以降に記載している「令和8年度 神奈川県相談支援従事者現任研修 実施要領」を御確認ください。

令和8年度 神奈川県相談支援従事者現任研修 実施要領

1 研修目的

障がい者等の相談支援に従事する者が、障がい者等の意向に基づく地域生活を実現できるよう支援するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育等のサービスの総合的な知識や援助技術を習得するとともに、困難事例に対する適切な支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより、相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

神奈川県 「特定非営利活動法人 かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク」を事務局として実施します。

3 日程・会場（別紙1参照）

前期（1コース）

講義（映像配信） 5月20日（水）～（受講者は期間内であれば分割視聴が可能です）

講義及び演習 6月11日（木）、7月15日（水）、8月20日（木）

会場：厚木商工会議所

前期（2コース）

講義（映像配信） 5月20日（水）～（受講者は期間内であれば分割視聴が可能です）

講義及び演習 6月23日（火）、7月30日（木）、8月25日（火）

会場：海老名市文化会館

後期（3コース）

講義（映像配信） 12月頃

講義及び演習 日程：調整中（令和9年1月～3月頃を予定）

会場：調整中

※講義はオンラインによる映像配信となります。申込書に記載いただいたメールアドレスあてに URL を送付します。オンラインでの視聴が困難な方は、研修事務局まで御連絡ください。

4 カリキュラム（別紙1参照）

※「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働省大臣が定めるもの」（平成24年3月30日厚生労働大臣告示第227号）の改正（R1.10）に伴い、令和2年度から、相談支援従事者研修（初任者研修・現任研修）は、新カリキュラムに基づき実施されています。

5 定員

前期 1コース：90名 2コース：90名

後期 3コース：54名

6 受講対象者（受講資格）

次の（1）から（3）までのいずれかに該当する者

- （1）相談支援従事者初任者研修又は現任研修を修了し、相談支援事業所等（指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所をいう）又は地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業若しくは基幹相談支援センターにおいて、相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者※
- （2）相談支援に従事する市町村職員
- （3）その他県が必要と認める者

※ **令和8年度が相談支援従事者現任研修の最終修了年度（平成23年度、平成28年度及び令和3年度相談支援従事者初任者研修修了者）となる者から優先して募集します。（留意事項参照）**

相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年以内に現任研修を修了する必要がある、以後5年間に1回以上受講することが必要です。**平成23年度、平成28年度及び令和3年度初任者研修修了者は、今年度中に現任研修を受講し、修了する必要があります。**

※「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働省大臣が定めるもの」（平成24年3月30日厚生労働大臣告示第227号）の改正(R1.10)に伴い、現任研修の受講要件を、初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していることとしています。

<留意事項>

- ア 前期のみの募集となります。申込（1コースまたは2コースを選択）後、研修事務局から受講決定通知にて、受講していただくコースをお知らせします。
- イ 4日間の「講義及び演習」の全日程を受講可能な方に加え、演習日に事前課題を提出することができる者であり、加えて課外実習（インターバル実習）を実施できる者を受講対象とします。
（インターバル実習の詳細については、研修2日目以降のガイダンスでお知らせします。）
なお、事前課題を提出できない方、インターバル実習を行えない方は、修了できません。
- ウ 横浜市・川崎市については、それぞれの市が研修を実施するため、両市の所管区域に所在する事業所等は、本研修の対象となりませんのでご注意ください。
- エ 講義の映像配信に伴い、レポートを提出いただくことを予定しています。具体的な提出の方法等については、受講決定後にお知らせします。
- オ 本研修は、令和7年3月に改訂された「神奈川県相談支援従事者人材育成ビジョン」に基づいた人材を育成するための研修として位置付けられています。
受講の際には本ビジョンをご一読の上、ご受講いただけますようお願いいたします。

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/22575/vision.pdf>

7 受講申込み

下記申し込みフォーム（URL）から、受講申し込みページ（特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークホームページ）にお進みいただき、**令和8年5月8日（金）17時**までにお申し込みください。

【申し込みフォーム URL】

<https://www.kcn.or.jp/event/>

また、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークのトップページからも申し込みすることができます。

（特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークトップページ）

→ <https://www.kcn.or.jp/>

→ 研修・イベント情報

→ 令和8年度神奈川県相談支援従事者現任研修 受講申し込み

なお、ウェブでの申し込みが困難な方につきましては、研修事務局に御相談ください。

《**締切厳守**》期限後のお申込みはいかなる理由があろうとも受付しません。ご注意ください。

8 受講者の決定

- 受講希望者が定員を上回った場合、選考により受講者を決定します(先着順ではありません)。
- 受講決定については、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークから5月中旬までに書面にてお知らせします。受講決定通知が届かない場合には研修事務局まで御連絡ください。(テキスト等は事前に事務局から郵送します。)
- 申込状況により、希望コース以外となることがありますので、あらかじめご了承ください。(受講決定通知後の受講コースの変更はできませんのでご注意ください。)
- この研修はインターバル実習が必須です。地域における実習を円滑に行うため、受講決定者の従事する事業所が所在する市町村及び基幹相談支援センター等の拠点機関に、受講決定者の情報(受講決定者氏名、所属法人名・事業所名及び事業所電話番号並びに登録メールアドレス)を提供しますので、予めご了承ください。
- その他、ご不明点がありましたら、研修事務局にお問い合わせください。

9 修了証書、修了者名簿の管理

- 研修カリキュラムの全てを修了した者に修了証書を授与します。
- 県は研修修了者名簿(修了証書番号、氏名、生年月日、所属等)を管理します。事業所所在地の市町村に研修修了者の情報を提供することがあります。
- 動画配信を視聴していただくに当たり、日本相談支援専門員協会のeラーニングシステムを使用します。使用に当たり、日本相談支援専門員協会に受講者情報を提供することがありますので、あらかじめ御承知おきください。

10 受講料(教材費等)

5,500円(支払方法等の詳細は、受講決定通知とともに御案内します。)

※ 会場までの交通費その他についても、受講者負担とします。

※ 振り込まれた教材費等は、いかなる理由があっても返金しません。

11 その他

- 遅刻及び早退は、欠席とみなします。修了証書を交付できませんので、御注意ください。通勤時間帯による混雑や天候等を考慮の上、余裕を持って御来場ください。
- 受講態度が著しく悪く、繰り返し注意された方には修了証書を交付できない場合がありますので、御注意ください。
- 受講に当たり、障がい等を理由に配慮を必要とする方は、受講申込フォームの所定欄に記載してください。(合理的配慮の提供)
なお、配慮を行うに当たり、直接状況をお聞きするため、所属法人等含め、御連絡することがあります。(研修事務局から御連絡します)
- 本研修の開講日に、自然災害(台風等)及び事故等が発生した場合は、開講しない場合があります。
なお、その場合は、原則として開講前日の17時頃、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」にその旨を掲載いたしますので、御確認ください。

【障害福祉情報サービスかながわ URL】

<https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>

《参考》 相談支援専門員の資格の更新

相談支援専門員としての配置には、相談支援従事者初任者研修を修了することが必要です。また、その後も、修了年度の翌年度から数えて5年目の年度末までに現任研修を修了する必要があり、以降、5年間に1回以上現任研修を受講し、修了することが必要となります。(5年度毎に更新)

＜令和3年度の初任者研修修了者の場合＞

令和3年度	令和4年度	～	令和8年度	令和9年度	～	令和13年度
初任者研修	1年目	～	5年目	6年目	～	10年目

令和9年度以降も相談支援専門員に配置するには、令和4～8年度の間
に現任研修を1回以上修了する必要がある。

令和14年度以降も相談支援専門員に配置するには、令和9～13年度の間
に現任研修を1回以上修了する必要がある。

初任者研修修了後から令和8年度末までは、現任研修を修了しなくても相談支援専門員として配置可能

令和4～8年度の間に現任研修を修了していないと、令和9年度以降、相談支援専門員として配置することができない。

《注意事項》

- 平成23年度、平成28年度及び令和3年度の初任者研修修了者で令和4年度以降に現任研修を修了していない方については、令和8年度中に現任研修を修了しなければ、令和9年度以降に相談支援専門員の資格が失効します。
- 失効した場合は、相談支援専門員の資格要件を満たすために改めて初任者研修（全日程）を受講する必要があります。

【問合せ先】

本研修の申込み、研修内容等に関する問合せ先

《研修事務局》
〒243-0018
厚木市中町4-9-17 原田センタービル6階
特定非営利活動法人
かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク事務局
電話 (046) 206-7265

資格要件及び研修制度等に関する問合せ先

〒231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課企画グループ
電話 (045) 285-0528
ファクシミリ (045) 201-2051

【研修会場のご案内】

前期(1コース)の「講義及び演習」の会場は、「厚木商工会議所」です。

2日目: 令和8年6月11日(木)

3日目: 令和8年7月15日(水)

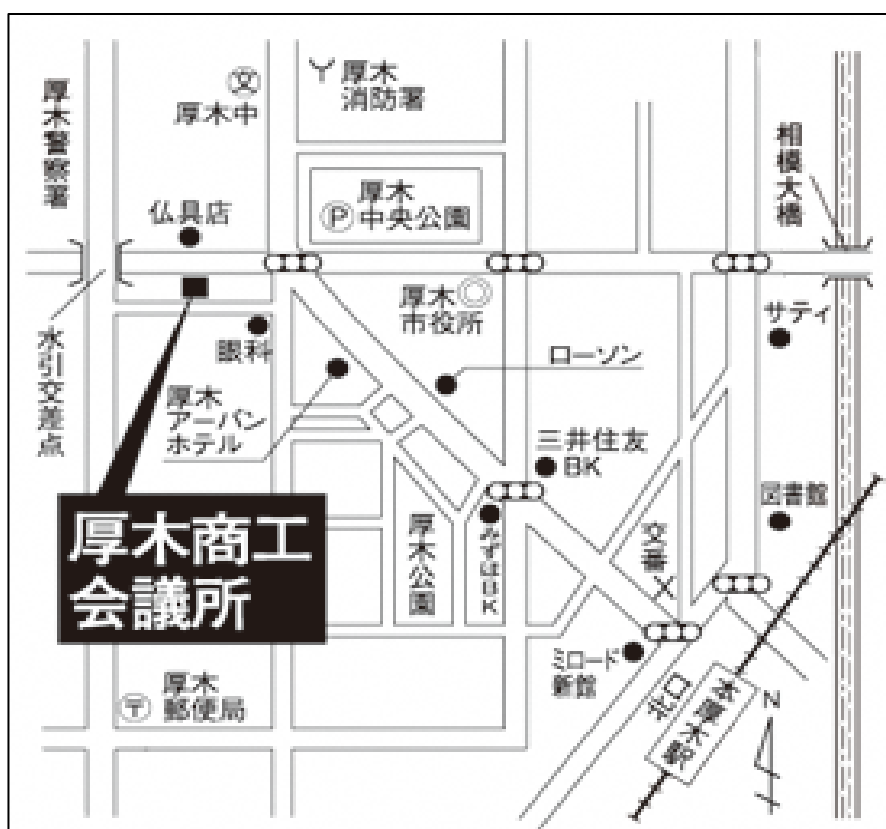
4日目: 令和8年8月20日(木)

厚木商工会議所

住所: 厚木市栄町1-16-15

交通: 小田急線「本厚木」駅 北口改札から徒歩10分

- ・バリアフリートイレあり。
- ・飲食可能(ゴミはお持ち帰りいただきます)



【研修会場のご案内】

前期(2コース)の「講義及び演習」の会場は、「海老名市文化会館」です。

2日目: 令和8年6月23日(火)

3日目: 令和8年7月30日(木)

4日目: 令和8年8月25日(火)

海老名市文化会館

住所: 海老名市めぐみ町6番1号

交通: 小田急線、相鉄線、JR相模線「海老名」駅 から徒歩10分

- ・バリアフリートイレあり。
- ・飲食可能(ゴミはお持ち帰りいただきます)

